

地方分権改革の実現に向けた要求

新政権では、「地域のことは地域に住む住民が決める『地域主権』への転換」を政策の大きな柱に掲げ、国と地方の関係を抜本的に見直し、政治主導で新しい国のかたちを創るとしている。

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力ある国家を築くためには、地方分権改革の着実な推進が不可欠である。

そこで、本日、八都府県市首脳会議は、政府に対し、首相の強いリーダーシップのもと、これまで積み重ねてきた議論を踏まえ、真の分権型社会の構築に向け、迅速かつ全力で取り組み、大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

また、我々も当事者として、強力に改革を推進していく決意で臨むものである。

真の分権型社会の実現

国と地方の役割分担の適正化や、地方の自由度の拡大の観点から、次の改革を徹底して行うこと。

(1) 役割分担の徹底した見直しと権限移譲の推進

「国の権限や財源を精査し、地方への大胆な移譲を進める」という新政権の基本方針に則り、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、事務・権限の地方への大幅な移譲を進めること。

(2) 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体が住民ニーズに対応した行政サービスを展開できるようにするため、国による関与、義務付け・枠付けについては、廃止を基本に徹底して見直すとともに、地方自治体の条例制定権を拡大すること。

なお、国や都道府県が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕組みにも配慮した上で、地方分権の視点から見直すこと。

(3) 国の出先機関の見直し

国の出先機関については、政権公約に掲げた「原則廃止」を基本とし、事務・権限の必要性を十分に精査した上で、地方に対して事務・権限とその事業実施に必要な税財源等を一体的に移譲するとともに、人員の移管については、地方と十分に協議を行うこと。

(4) 国直轄事業の地方移管

国道等の国直轄事業は、これまで地方分権改革推進委員会の勧告に則って国と地方が行ってきた個別協議を踏まえ、地方が求めるものについて適切な移管時期などを関係自治体と十分に協議した上で、必要な財源等とともに、早期に、地方へ移管すること。

(5) 「国と地方の協議の場」の設置

地方に関わる事項の政府の政策立案等に関して、国と地方が対等な立場で協議を行い、地方の意見を反映させる仕組みである「国と地方の協議の場」を法律により早期に設置すること。

その際、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者も加えること。

なお、子ども手当や自動車関連諸税の暫定税率廃止など、地方への影響の大きい喫緊の課題については、協議の場の法制化を待たずに、実質的な協議を早急に開始すること。

(6) 「地方分権改革推進計画」の策定

真の地方分権改革を実現するため、「地方分権改革推進計画」の策定に当たっては、地方との協議を事前に十分行い、地方の意見を反映させること。また、地方分権改革の内容と工程を早急に明らかにすること。

(7) 「地方自治基本法（仮称）」の制定

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方自治法を抜本改正し、「地方自治基本法（仮称）」を制定すること。

分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

国と地方の役割分担に応じた税財政制度を確立するため、次の改革を一体的かつ強力に推進すること。

その際には、我が国最大の大都市圏である八都県市の行財政需要を的確に反映するなど、それぞれの地域の特性を十分に考慮すること。

(1) 税源移譲

地方が担うべき事務と責任に見合った地方税源の充実強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、必要な地方への税源移譲を確実に進めること。

国から地方への税源移譲を行う際には、地方消費税の充実を図るなど、税源の地域偏在性が少なく、安定的な税収を確保できる地方税体系を構築すること。

(2) 地方交付税制度改革

地方の行財政需要を的確に把握した上で、地方の安定的財政運営に必要な交付税総額を復元・充実すること。

地方交付税は、地方固有の共有財源であることを明確化し、国による義務付けや政策誘導を排除すること。

地方財源不足の解消は、臨時財政対策債制度の再延長等の負担の先送りをする事なく、地方交付税の法定率の引上げ等によって対応すること。

(3) 国庫補助負担金改革

国庫補助負担金改革については、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めることとし、補助負担率の引下げや、裁量性を欠いた単なる交付金化は、断じて行わないこと。

「一括交付金」を導入する場合には、税源移譲までの経過措置とし、交付に当たっては地方が担うべき事業の必要額を確保すること。

(4) 自動車関連諸税の見直し

自動車関連諸税は、地方自治体の都市基盤整備などの貴重な財源となっていることから、暫定税率の廃止をはじめとする見直しに当たっては、地方の減収分について、国直轄事業負担金の廃止や地方交付税総額の増額で補てんすることなく、国の責任において税源移譲や地方特例交付金などによる確実な補填措置を行うこと。

「地球温暖化対策税(仮称)」の検討に当たっては、地方自治体が地球温暖化対策に果たす責任と役割や自動車関連諸税の見直しに伴う地方財政への影響等を踏まえ、地方の意見を聞きながら、地方税を主体とした制度設計を行うこと。

(5) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業負担金については、国と地方の役割分担の見直しを行い、国が行うべき事業は、国が全額費用負担し、地方が行うべき事業は、権限と必要な財源を地方に移譲すべきという観点から、そのあり方について廃止等の抜本的な見直しを行うこと。

維持管理費の地方負担については、本来、管理主体である国が負担すべきであり、即刻廃止すること。

国直轄事業の実施や変更に当たって地方の意見が反映できるような仕組みを法制化すること。

(6) 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の即時撤廃

不合理な暫定措置である地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は直ちに撤廃し、国税化された法人事業税を地方税として復元すること。

地域間の税収格差の是正は、地方分権を踏まえた国・地方の税体系の実現や、行財政需要を的確に反映させる地方交付税制度の構築など、地方税財政制度を抜本的に改革する中で行うこと。

平成 21 年 月 日
内閣総理大臣 鳩山 由紀夫 様

八都県市首脳会議

座長 さいたま市長 清 水 勇 人

埼玉県知事	上 田 清 司
千葉県知事	森 田 健 作
東京都知事	石 原 慎 太 郎
神奈川県知事	松 沢 成 文
横浜市 長	林 文 子
川崎市 長	阿 部 孝 夫
千葉市 長	熊 谷 俊 人